

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年8月31日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
同 鍋 嶋 明 人  
同 綾 田 福 雄  
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成24年7月25日
県立病院課	平成24年7月27日
中央病院	”
がん検診センター	平成24年7月30日
白鳥病院	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 高松市の個別検診（妊婦、乳がん及び子宮がん）の手数料については、高松市長の申出のあった検診単価で実施しているが、病院局の規程に従って、手数料の額の決定には院長の決裁を受ける必要がある。（中央病院）

(イ) 行政財産の目的外使用料は、年度当初から使用を開始する場合は、年額全てを4月30日までに、また、管理諸経費は、上半期分は10月中に、下半期分は3月中に徴収する必要があるが、分割して月ごとに徴収していた。（中央病院）

(ウ) 行政財産の目的外使用に伴う管理料として、洗濯機に係る水道料を追加徴収する必要がある。（白鳥病院）

イ 手当の支給について

時間外勤務手当及び宿日直手当について、支給額に誤りがあったので、正当額との差額分を追給又は返納させる必要がある。（中央病院）

ウ 契約事務について

(ア) 施設等管理・警備・窓口業務の委託契約において、予定価格調書を作成しているが、入札に際し、密封していなかった。（白鳥病院）

(イ) 県保有の契約書に、借主である県としての公印がないものがあつた。また、保守点検作

業報告書の報告年月日が記入されていないものがあった。(白鳥病院)

(ウ) 特定検診等の電子化業務委託について、単価契約の締結に当たり、業者提出の見積額は各項目の単価により徴収していたが、県作成の予定価格は単価に件数を乗じた委託総額を定めており、見積額との比較を困難にさせていた。(がん検診センター)

エ 物品の管理について

借入物品について、借入品出納保管簿を作成していなかったものがあったが、作成する必要がある。(白鳥病院)

(3) 検討指示事項

ア 昨年度に検討を指示したところであるが、女性看護師用看護衣及び看護靴以外の被服の購入について、事務処理の効率化と経費節減のため、県立病院課で一括して入札を行うよう検討する必要がある。(県立病院課)

イ 昨年度に検討を指示したところであるが、病院間や、同一病院内においても統一されていない支出負担行為の統一様式の作成について、検討する必要がある。(県立病院課)

ウ 時間外診療費に係る預り金残高の減少対策について、返還事務の負担軽減のためにも、預り金額の引下げを含め根本的な対策を検討する必要がある。(中央病院)

エ 平成23年度予算の議決を得ていない平成23年1月に、平成23年度予算に係る入札通知、開札など医事業務委託契約締結に向けた準備を行っていた。「平成23年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる」との入札条件はあるものの、新年度予算成立前に契約準備を行うためには、旧年度中の11月議会であらかじめ債務負担行為の予算議決を得ておくなどの手続を検討する必要がある。(丸亀病院)